

認可申請の概要

1 業務の内容 貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに 附帯する業務

(1) 貨物自動車運送事業を行う業務

郵便物並びに宅配便及びメール便に相当するもの（以下「郵便物等」という。）の運送等のために使用する車両につき、その不稼働時間や余積が生じている場合に、その車両を活用して郵便物等以外の貨物を運送するもの。

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める貨物自動車運送事業を行う者に該当。

(2) 石油販売業を行う業務

自社車両への給油及び子会社化対象事業者への販売に主として供する施設を利用して付随的に行う、一般の顧客への石油等の販売。

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に定める揮発油販売業者又は石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）に定める石油販売業者として、石油（揮発油・軽油・重油・灯油・石油ガス）の販売業務及び自動車物品（タイヤやバッテリー等）の販売業務を行うもの。

(3) 自動車分解整備事業を行う業務

自社車両及び子会社化対象事業者の車両の点検・整備に主として供する施設を利用して付随的に行う、一般の顧客の車両の整備。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車分解整備事業者として、自動車の点検整備を行うもの。

2 業務の開始の時期

平成20年3月末を目処に業務を開始する。

3 業務を営む理由

郵便事業株式会社は、従来、その基幹的部分を外部に委託していた運送ネットワークを、自社グループとして再編し、長期安定的、高品質かつ効率的な運送基盤として臨機自在のコントロールの下に置くことを計画している。具体的には、既に設立した日本郵便輸送準備株式会社（郵便事業株式会社の100%子会社）により、平成20年3月末までに14社の運送事業者を子会社化し、さらに平成21年3月末までにこれらを1社に統合する予定である。

これに伴い、各運送事業者が行っている郵便物等の運送業務以外の以下の業務について、効率的な運送業務の確立のため、引き続き実施しようとするものである。

(1) 貨物自動車運送事業

郵便物等の運送等は、その波動性や片便運行といった状況が発生するもので、車両の不稼働時間や余積が生じる。そのような場合、郵便物等以外の貨物を運送させることにより充填率の向上を図り、郵便物等の運送に係るコストを削減することが可能となる。

(2) 石油販売業

各社が保有する石油給油施設を活用して、自社車両への給油及び子会社化対象事業者への販売を行うほか、給油施設の有効活用のために、付随的に一般の顧客への石油等の販売も行う。

また、ローリー車単位で大量購入した軽油を比較的安価に再委託先運送事業者へ販売することを通じて、年末繁忙期等の車両の安定的な確保に資する。

(3) 自動車分解整備事業

車両整備の施設や整備事業の従事者を活用して、自社車両及び子会社化対象事業者の車両の点検・整備を行うほか、整備施設の有効活用のために、付随的に一般の顧客の車両の整備も行う。

4 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項

(1) トラック運送事業の市場規模約 1 3 兆円（平成 16 年度）に対して、平成 18 年度各社の行っている郵便物等以外の貨物の運送に係る売上高は約 1.4 億円。

石油販売業の市場規模約 1 2 兆円（平成 17 年度）に対し、平成 18 年度各社の行っている石油販売業に係る売上高は約 5.5 億円。

自動車分解整備事業の市場規模およそ 6 兆円（平成 17 年度）に対し、平成 18 年度各社の行っている自動車分解整備事業に係る売上高は約 0.3 億円であり、いずれの業務もその占めるシェアはわずかなものであるほか、今後これら業務をことさらに拡大することを予定するものではなく、本件業務が同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することとはならないと考えている。

(2) 運送子会社を通じて行う貨物自動車運送事業、石油販売業及び自動車分解整備事業は、現在も市場において子会社化予定の運送事業者が実施しているものであり、今後専らそれらの業務に必要な施設を新たに保有して業務を行っていくものではなく、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害するものとはならないと考える。

(3) 郵便事業株式会社として、本件認可対象業務に対して、不当な方法により経営資源を供与する等の支援は行わないものとする。